

## リスク管理方針

神奈川つくい農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであることから、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行うものとする。

### 1. リスク管理における基本的な考え方

#### (1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。

#### (2) リスクの種類と特性

当組合の事業の継続性を脅かすものとして認識すべきリスクは、以下のとおりとする。

- ① 金融市場の急速な変化および法制度等
- ② 信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等

#### (3) リスク管理の目的

以下の項目を把握するため、リスク管理を行う。

- ① リスクが顕在化した場合の経営悪化、適切なリスク管理の必要性
- ② 安定収益を確保するためのリスク・テイクと許容できるリスクの判断
- ③ 財務健全性の維持と安定的な収益確保の双方バランスのとれた経営

#### (4) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

なお、リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

### 2. リスク管理を行う体制、責任

(1) 当組合は、役職員すべてがその重要性を理解し、けん制機能が働く組織体制を設置する。

(2) 理事会は、重要な運用方針、リスク管理方針、個別リスクの評価・管理方法について協議・決定を行い、十分なリスク管理が行われる態勢を整備する責任を有す。

(3) ALM委員会は、許容できるリスクを判断のうえ運用戦略を立てる責任を有す。

- (4) 業務担当部署およびその管理者を始めとする関係者は、リスク管理にかかる各責任を分担し、管理プロセスを構築し実施する責任を有す。
- (5) 内部監査担当部署は、こうしたリスク管理の適切な実施状況をチェックする責任を有す。

### 3. 環境変化への対応

- (1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。
- (2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

### 4. 方針の検証と見直し

- (1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実効性については、不断の検証を行う。
- (2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

### 附則

この方針は、令和3年10月25日から実施する。